

検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四十二号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第八条第四項の規定に基づき、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域（昭和二十六年厚生省告示第二百九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年二月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

検疫法第八条第四項の規定による検疫区域		検疫法第八条第四項の規定による検疫区域	
港又は飛行場の名称	検疫区域	港又は飛行場の名称	検疫区域
(略)	(略)	(略)	(略)
函館港	函館港西副防波堤灯台から二四六度二一〇メートルの地点(以下この項において基点という。)から一八〇度一、九六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三八度一、五二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三八度二、六五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面	函館港西副防波堤灯台から二四六度二一〇メートルの地点(以下A地点という。)から一八〇度一、九六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三八度一、五二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三八度二、六五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面	
青森港	青森港北防波堤西灯台から三五度四、二〇〇メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面	青森港北防波堤東灯台から三〇度四、二〇〇メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面	
(略)	(略)	(略)	(略)
石巻港	石巻港東防波堤灯台から一八三度三〇分一、八七〇メートルの地点(以下この項において基点という。)から一七三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六三度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五三度六〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面	石巻港東防波堤灯台から一八三度三〇分一、八七〇メートルの地点(以下A地点という。)から一七三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六三度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五三度六〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面	
仙台塩	一、波島灯台から二五五度三、七〇四メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面	一、波島灯台から二五五度三、七〇四メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面	

釜港	(略)	鹿島港	港 木更津	千葉港	(略)
二、北緯三八度一三分一四秒東経一四一度六分三〇秒の地点を中心として一、〇〇〇メートルの半径を有する円内の海面	(略)	鹿嶋灯台から八九度四五分五、二〇〇メートルの地点（以下この項において基点という。）から一五一度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三一度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面	北緯三五度二四分一八秒東経一三九度四九分一八秒の地点（以下この項において基点という。）から八五度三、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五五度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六五度三、五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面	千葉灯標から三四一度一、四四〇メートルの地点（以下この項において基点という。）から二三八度四、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二三度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五三度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面	一、東京灯標から九三度四三五メートルの地点（以下この号において基点という。）から一一二度一、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二度二八五メートルの地点（以下この号においてA地点という。）まで引いた線、同地点から

釜港	(略)	鹿島港	港 木更津	千葉港	(略)
二、北緯三八度一三分一四秒東経一四一度六分三〇秒の地点を中心として一、〇〇〇メートルの半径を有する円内の海面	(略)	鹿嶋灯台から八九度四五分五、二〇〇メートルの地点（以下A地点という。）から一五一度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三一度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面	北緯三五度二四分一八秒東経一三九度四九分一八秒の地点（以下A地点という。）から八五度三、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五五度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六五度三、五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面	千葉灯標から三四一度一、四四〇メートルの地点（以下A地点という。）から二三八度四、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二三度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五三度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面	一、東京灯標から九三度四三五メートルの地点（以下A地点という。）から一一二度一、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二度二八五メートルの地点（以下B地点という。）まで引いた線、同地点から二九二度一、一六〇メートル

伏木富 山港	新潟港	(略)	京浜港
<p>富山東防波堤灯台から四〇度四九〇メートルの地点（以下この項において基点という。）から九〇度六二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四二度五一〇メートルの地点まで引いた線、同地点か</p>	<p>新潟港西区西突堤灯台から三二六度六八五メートルの地点（以下この項において基点という。）から二七〇度一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、四〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	(略)	<p>二九二度一、一六〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面並びにA地点から二九二度五八〇メートルの地点を中心として五八〇メートルの半径を有する円内の海面中同中心から一二度及び二九二度に引いた線以北の部分</p> <p>二 横浜大黒防波堤東灯台から一三八度一、五六二メートルの地点（以下この号において基点という。）から横浜大黒防波堤東灯台から一三八度二、一九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三一度九二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から横浜大黒防波堤西灯台から一二六度三分三、三六五メートルの地点まで引いた線、同地点から横浜大黒防波堤西灯台から一二六度三分二、〇三七メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p> <p>三 川崎東扇島防波堤西灯台から八九度二、一七〇メートルの地点を中心として四五〇メートルの半径を有する円内の海面</p>

伏木富 山港	新潟港	(略)	京浜港
<p>富山東防波堤灯台から四〇度四九〇メートルの地点（以下A地点という。）から九〇度六二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四二度五一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度四</p>	<p>新潟港西区西突堤灯台から三二六度六八五メートルの地点（以下A地点という。）から二七〇度一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、四〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p>	(略)	<p>の地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面並びにB地点から二九二度五八〇メートルの地点を中心として五八〇メートルの半径を有する円内の海面中同中心から一二度及び二九二度に引いた線以北の部分</p> <p>二、横浜大黒防波堤東灯台から一三八度一、五六二メートルの地点（以下C地点という。）から横浜大黒防波堤東灯台から一三八度二、一九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三一度九二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から横浜大黒防波堤西灯台から一二六度三分三、三六五メートルの地点まで引いた線、同地点から横浜大黒防波堤西灯台から一二六度三分二、〇三七メートルの地点まで引いた線及び同地点からC地点まで引いた線により囲まれた海面</p> <p>三、川崎東扇島防波堤西灯台から八九度二、一七〇メートルの地点を中心として四五〇メートルの半径を有する円内の海面</p>

	(略)	清水港	(略)	三河港	(略)	和歌山 下津港	舞鶴港	
	(略)	清水灯台から三三三度二、一四七メートルの地点（以下この項において基点という。）から一八度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七七度七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九八度八〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面	(略)	一 蔵王山三角点（二五〇メートル）から三二五度六、八〇〇メートルの地点を中心として六〇〇メートルの半径を有する円内の海面 二 橋田鼻灯台から一二三度四八分四一秒三、三八三メートルの地点を中心として六〇〇メートルの半径を有する円内の海面	(略)	地ノ島鹿ノ首から四五度八〇〇メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面（港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）別表第二に定める下津航路を除く。） 一 舞鶴港戸島灯台から一六二度三三三メートルの地点を中心として二〇〇メートルの半径を有する円内の海面（港則法施行規則別表第二に定める航路を除く。） 二 三本松鼻灯台から三五四度三〇分一、六三五メートルの地点を中心として二〇〇メートルの半径を有する円内の海面	阪南港阪南二区南防波堤灯台から二三四度七七〇メートルの地点（以下この項において基点という。）から二一二度一、一三〇メートルの地点まで引いた	

	(略)	清水港	(略)	三河港	(略)	和歌山 下津港	舞鶴港	
	(略)	清水真崎灯台から二四度八九〇メートルの地点（以下A地点という。）から一八度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七七度七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九八度八〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面	(略)	一 蔵王山三角点（二五〇メートル）から三二五度六、八〇〇メートルの地点を中心として六〇〇メートルの半径を有する円内の海面 二 橋田鼻灯台から一二三度四八分四一秒三、三八三メートルの地点を中心として六〇〇メートルの半径を有する円内の海面	(略)	地ノ島鹿ノ首から四五度八〇〇メートルの地点を中心として五〇〇メートルの半径を有する円内の海面（港則法施行規則別表第二に定める下津航路を除く。） 一、舞鶴港戸島灯台から一六二度三三三メートルの地点を中心として二〇〇メートルの半径を有する円内の海面（港則法施行規則別表第二に定める航路を除く。） 二、三本松鼻灯台から三五四度三〇分一、六三五メートルの地点を中心として二〇〇メートルの半径を有する円内の海面	阪南港阪南二区南防波堤灯台から二三四度七七〇メートルの地点（以下A地点という。）から二一二度一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点か	

呉 港	(略)	水島 港	阪神 港	阪南 港
<p>一 豆倉鼻から一九九度一、八〇〇メートルの地点 (以下この項において基点という。)から一八〇 度一、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地 点から九〇度一、四〇〇メートルの地点まで引い</p>	(略)	<p>太濃地島三角点(四四メートル)から二六三度三分 八三〇メートルの地点(以下この項において基点 という。)から二七二度三分一、二五〇メートル の地点まで引いた線、同地点から一八〇度五五〇メ ートルの地点まで引いた線、同地点から九二度一、 五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇 度三五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点か ら基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>二 神戸灯台から二三三度一五分一五〇メートルの 地点(以下この号において基点という。)から一 八〇度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、 同地点から九〇度一、六〇〇メートルの地点まで 引いた線、同地点から〇度一、二〇〇メートルの 地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた 線により囲まれた海面</p>	<p>線、同地点から三〇九度三分六四五メートルの地 点まで引いた線、同地点から二六度一、一五〇メー トルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引 いた線により囲まれた海面</p>

呉 港	(略)	水島 港	阪神 港	阪南 港
<p>一 豆倉鼻から一九九度一、八〇〇メートルの地点 (以下A地点という。)から一八〇度一、七五〇 メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度 一、四〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地</p>	(略)	<p>太濃地島三角点(四四メートル)から二六三度三分 八三〇メートルの地点(以下A地点という。)か ら二七二度三分一、二五〇メートルの地点まで引 いた線、同地点から一八〇度五五〇メートルの地点 まで引いた線、同地点から九二度一、五〇〇メー トルの地点まで引いた線、同地点から〇度三五〇メー トルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで 引いた線により囲まれた海面</p>	<p>二 神戸灯台から二三三度一五分一五〇メートルの 地点(以下B地点という。)から一八〇度一、二 〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九 〇度一、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同 地点から〇度一、二〇〇メートルの地点まで引い た線及び同地点からB地点まで引いた線により囲 まれた海面</p>	<p>り三〇九度三分六四五メートルの地点まで引いた 線、同地点から二六度一、一五〇メートルの地点ま で引いた線及び同地点からA地点まで引いた線によ り囲まれた海面</p>

	(略)	徳山下 松港	宇部港	坂出港	
	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 馬島山頂から五六度二五分一八秒二、五九九・六三メートルの地点(以下この項において基点という。)から三二五度五九分五秒一、六七三・八五メートルの地点まで引いた線、同地点から四八度五九分五六秒八九九・九六メートルの地点まで引いた線、同地点から一三一度五九分五三秒一、二四三・六八メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>本山灯標から二八〇度二、五〇〇メートルの地点(以下この項において基点という。)から二八〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>(略)</p> <p>瀬居島三角点(一一二メートル)から九〇度二、〇〇〇メートルの地点(以下この項において基点という。)から八八度一、四七五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四四度一、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三一度一、一二〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>興居島黒埼の西北西方の山頂(一一六メートル)から一八〇度二、〇〇〇メートルの地点(以下この項において基点という。)から一九〇度一、五〇〇メ</p>

	(略)	徳山下 松港	宇部港	坂出港	
	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 馬島山頂から五七度二、六〇〇メートルの地点(以下A地点という。)から三二六度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四九度九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三二度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>本山灯標から二八〇度二、五〇〇メートルの地点(以下A地点という。)から二八〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>(略)</p> <p>瀬居島三角点(一一二メートル)から九〇度二、〇〇〇メートルの地点(以下A地点という。)から八八度一、四七五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四四度一、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三一度一、一二〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>興居島黒埼の西北西方の山頂(一一六メートル)から一八〇度二、〇〇〇メートルの地点(以下A地点という。)から一九〇度一、五〇〇メートルの地点</p>

松山港	(略)	三島川 之江港	関門港
<p>メートルの地点まで引いた線、同地点から二八〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>(略)</p> <p>城山三角点(六二メートル)から二三九度四、二六〇メートルの地点(以下この項において基点という。 )から二四〇度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四三度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>(略)</p> <p>一、六連島灯台から八六度三三分二、九九〇メートルの地点(以下この号において基点という。)から九四度四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度一、六七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七六度一、九九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二度九六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九四度五三〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p> <p>二、部埼灯台から九〇度二〇〇メートルの地点(以下この号において基点という。)から九〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p> <p>三、六連島鵜ノ石鼻から九二度三七〇メートルの地点(以下この号において基点という。)から九二</p>	

松山港	(略)	三島川 之江港	関門港
<p>まで引いた線、同地点から二八〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>(略)</p> <p>城山三角点(六二メートル)から二三九度四、二六〇メートルの地点(以下A地点という。)から二四〇度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四三度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>(略)</p> <p>一、六連島灯台から八六度三三分二、九九〇メートルの地点(以下A地点という。)から九四度四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度一、六七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七六度一、九九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二度九六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九四度五三〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p> <p>二、部埼灯台から九〇度二〇〇メートルの地点(以下B地点という。)から九〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からB地点まで引いた線により囲まれた海面</p> <p>三、六連島鵜ノ石鼻から九二度三七〇メートルの地点(以下C地点という。)から九二度三七六メ</p>	



	<p>度三七六メートルの地点まで引いた線、同地点から一八三度一、〇六五メートルの地点まで引いた線、同地点から二一三度三二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七九度四七六メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	(略)	<p>三池港北防砂堤灯台から一九五度二、〇二〇メートルの地点（以下この項において基点という。）から二七〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面（港則法施行規則別表第二に定める航路を除く。）</p>	(略)	<p>唐津港大島灯台から三一二度一、一〇〇メートルの地点（以下この項において基点という。）から三一二度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四二度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三二度五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	三角港	<p>一、三角港灯台から二四度一、〇〇〇メートルの地点を中心として六〇〇メートルの半径を有する円内の海面 二、戸馳島灯台から一七一度二、〇〇〇メートルの地点を中心として四〇〇メートルの半径を有する円内の海面</p>	(略)	<p>金比羅山山頂から七五度一、〇〇〇メートルの地点</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	--------------------------------

	<p>トルの地点まで引いた線、同地点から一八三度一、〇六五メートルの地点まで引いた線、同地点から二一三度三二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七九度四七六メートルの地点まで引いた線及び同地点からC地点まで引いた線により囲まれた海面</p>	(略)	<p>三池港北防砂堤灯台から一九五度二、〇二〇メートルの地点（以下A地点という。）から二七〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面（港則法施行規則別表第二に定める航路を除く。）</p>	(略)	<p>唐津港大島灯台から三一二度一、一〇〇メートルの地点（以下A地点という。）から三一二度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四二度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三二度五〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p>	三角港	<p>一、三角港灯台から二四度一、〇〇〇メートルの地点を中心として六〇〇メートルの半径を有する円内の海面 二、戸馳島灯台から一七一度二、〇〇〇メートルの地点を中心として四〇〇メートルの半径を有する円内の海面</p>	(略)	<p>金比羅山山頂から七五度一、〇〇〇メートルの地点</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	--------------------------------

港 佐世保	長崎港	比田勝港	(略)	大分港	港 佐賀関
<p>(以下この項において基点という。) から九〇度二、〇五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八七度二、一四〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>大久保三角点から二九二度八八〇メートルの地点(以下この項において基点という。) から二四一度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六三度三七五メートルの地点まで引いた線、同地点から七四度八六〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p> <p>尉殿崎灯台から三一四度一、六二〇メートルの地点(以下この項において基点という。) から二〇〇度一五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇度一二〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>(略)</p>	<p>関崎灯台から二七七度一一、五五〇メートルの地点(以下この項において基点という。) から一八〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六〇度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>古遠見山山頂(一九八メートル) から二七〇度三、〇〇〇メートルの地点(以下この項において基点という。) から二七〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、〇〇〇メ</p>	

港 佐世保	長崎港	比田勝港	(略)	大分港	港 佐賀関
<p>(以下A地点という。) から九〇度二、〇五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八七度二、一四〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>大久保三角点から二九二度八八〇メートルの地点(以下A地点という。) から二四一度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六三度三七五メートルの地点まで引いた線、同地点から七四度八六〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p> <p>A地点まで引いた線により囲まれた海面</p> <p>尉殿崎灯台から三一四度一、六二〇メートルの地点(以下A地点という。) から二〇〇度一五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇度一二〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>(略)</p>	<p>関崎灯台から二七七度一一、五五〇メートルの地点(以下A地点という。) から一八〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六〇度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面</p>	<p>古遠見山山頂(一九八メートル) から二七〇度三、〇〇〇メートルの地点(以下A地点という。) から二七〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、〇〇〇メートルの地点</p>	

(略)	佐伯港	(略)	金武中 城港	那覇港	青森空 港	花巻空 港	(略)
	トオド才鼻灯台から八五度一、二三〇メートルの地点（以下この項において基点という。）から七五度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四五度六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五五度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面	(略)	一、平安座島山頂（一一三メートル）から一〇度五、七〇〇メートルの地点を中心として一、〇〇〇メートルの半径を有する円内の海面 二、久高島灯台から二六度四、八五〇メートルの地点を中心として一、〇〇〇メートルの半径を有する円内の海面	北緯二六度一四分七・七秒、東経一二七度三八分二九・三秒の地点（以下この項において基点という。）から一八度三〇分一、九一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二一度三分六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度一、八四〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から基点まで引いた線により囲まれた海面	(略)	空港内エプロン	空港内エプロン

(略)	佐伯港	(略)	金武中 城港	那覇港	青森空 港	(新設)	(略)
	トオド才鼻灯台から八五度一、二三〇メートルの地点（以下A地点という。）から七五度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四五度六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五五度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面	(略)	一、平安座島山頂（一一三メートル）から一〇度五、七〇〇メートルの地点を中心として一、〇〇〇メートルの半径を有する円内の海面 二、久高島灯台から二六度四、八五〇メートルの地点を中心として一、〇〇〇メートルの半径を有する円内の海面	北緯二六度一四分七・七秒、東経一二七度三八分二九・三秒の地点（以下A地点という。）から一八度三〇分一、九一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二一度三分六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度一、八四〇メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面	(略)	空港内エプロン	(新設)